

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、手指の消毒等のため、**※¹消防法に定める危険物**に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります！

消毒用アルコールの安全な取扱いについての注意事項は、次のとおりです！

【住民の皆様へ】

- ★ 火気の近くでは使用しないでください。
- ★ 室内の消毒や容器詰替えの際は、十分な換気を行ってください。
- ★ 消毒用アルコール容器を設置する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けてください。

【販売事業者等の皆様へ】

- ★ 消毒用アルコールの容器詰替え等により、可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合は、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行ってください。また、その際には、アルコールの漏れ、あふれ又は飛散に注意し、詰替えた容器には消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載してください。
- ★ 消毒用アルコール容器を保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器を落下させたり、衝撃を与えないでください。また、常に整理、整頓を心掛けてください。
- ★ 消毒用アルコールの保管する量に応じて、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合がありますので、**※²多量に保管**される場合は消防本部（0555-22-4501）までご連絡ください。

※1 消防法で定める危険物に該当する消毒用アルコールの容器には、アルコール類、水溶性、危険物等級Ⅱ、火気厳禁という表示があります。

※2 保管している消毒用アルコールの量が80ℓ以上400ℓの場合は、火災予防条例の規定が、400ℓ以上の場合は、消防法の規定がそれぞれ適用されます！